- 1 日 時 令和6年1月15日(月) 午後3時から3時45分
- 2 場 所磐田市役所西庁舎 3階301-302会議室
- 3 出席者

小栗宏之 市議会議員 永田隆幸 市議会議員

深田研典 磐田市自治会連合会会長 藤原孝一 磐田市自治会連合会副会長

鈴木 了 磐田市立豊岡南小学校 PTA 会長 林 洋光 磐田市立竜洋中学校 PTA 会長

佐藤文宣 磐田市立磐田西小学校長 榛葉公浩 磐田市立向陽中学校長

加藤祐二 学識経験者 伊藤貴子 学識経験者 山下和洋 自治デザイン課長 水野康代 市民課長

4 出席職員 教育長、学校教育課長、学校教育課課長補佐、教職員グループ指導主事

5 傍聴人 0人

教育長あいさつ

こんにちは。今日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

令和6年もスタートして、今日で、1週間経ちました。

1月1日の夕方、能登半島地震に見舞われまして、磐田市では、予定どおり学校がスタート出来ましたが、被災が大きかった小中高等学校は、まだ新学期が始められないところもあったり、避難所運営との兼ね合いの中で見通しも立っていないという報道もされていたりするところです。

私たちも1月1日の被災の後から、磐田市として被災された皆様方のために何かできないものかと 関係部長等から意見を集約する中で、病院や消防の方々がすぐに県の指示に従って動いてくれたり、 給水車とかトイレトラックを活用してもらいたいということで穴水町を中心にできるところから支援 をしているところです。

まずは生活がいちばんですが、子供たちがいる学校についても、心を寄せ続けながら、できるところをできる範囲でやれたらいいなと強く感じているところです。

あともう1点、報告として、向陽学府の小中一体校についてです。

おかげさまで何とか令和8年の開校に向けて、仮校舎のほうに子供たちが移動する中で、解体工事も始まり、いよいよ本格的に一体校建設工事が始まっていくというところです。現時点では、令和8年の開校に向けて順調に進んでいるということを報告させていただきます。子供たちを学府小中一体校に通学させてよりよい教育を受けさせたいという思いを受け止めながら、少しでも子どもたちや先生方が安心できるような形で進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、前回、7月に実施させていただいたときに、何もなければ、今日の開催はありませんという話を事務局からお話させていただきましたけれども、小・中学校の通学区域規則の改正をしなくてはいけない事例が出てきたものですから、皆さんに御審議いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会長あいさつ

改めまして、皆さんこんにちは。

今日は非常に風も強い中、お集まりいただきましてありがとうございます。今、山本教育長さんからお話がありましたが、1月1日の地震の報道を聞いていても、心がぎゅっと辛くなるような報道ばかりで、特に子供たちはどうなんだろうかということをつくづく思います。昨日、今日のニュースだと、集団で子供たちを避難させるということも言われてきました。本当に大変だなと感じるわけですが、これは私ども他人事ではないなということをつくづく思います。

御存じだと思いますが、80年前、1944年の12月7日です。東南海地震が起きました。マグニチュード7.9でした。磐田郡の死者数は、141人、倒壊家屋が、全壊が3,059。半壊が1,875件。今回の能登半島地震にも勝るような大被害が磐田周辺でも出ております。ですので、もう80年たっていますので、同じようなことが起こっても不思議ではないなと私も感じているところです。そういう意味で、この会は、通学区に関する子供たちのことをいろいろ相談する会ではありますが、学校現場や地域という意識を常に持って、今日の規則の変更点につきましても、御答弁いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議事

○議事(1)「磐田市立小・中学校通学区域規則改正について」

(事務局) → 説明を行う。

通学区域規則の改正をする必要が2点出てまいりましたので、その説明に入ります。

まず資料 1ページ①です。区画整理による通学区域名の変更についてです。簡単に言いますと、区画整理により住居表示が変更になったため、東部小学校の通学区域名の中に新貝の 1 丁目、2 丁目、3 丁目を加えるというものです。2ページの地図を御覧ください。2ページに変更となるところを載せさせていただきました。まず2ページ「旧」の地図で呼ばれていた住居表示が3ページ「新」の地図のように、それぞれ新貝 1 、2 、3 丁目と区分けされて表示されるようになりました。赤線が地番の境となります。この地域の学区は、全て東部小学校に通うことになります。

既存の通学区域規則が、資料の6ページから 15 ページに閉じ込んでありますが、今回の変更は7ページに、黄色のマーカーで示した部分です。これが新たに加えられることになります。これが1点目の区画整理による変更となります。

続いて、2点目の変更について御説明します。1ページ②のところを御覧ください。特別支援学級(病弱) 開設に伴う通学区域及び学校の指定の追加について、新規に加えたい内容として、四角で囲んであるところを御覧ください。

第4項として、「前2項の規定にかかわらず、特別支援学級(病弱)の指定は、福田小学校、福田中学校とし、通学区域は市内全小・中学校の通学区域とするというものを新たに加えていきたいと思います。 詳しく説明しますので資料の4ページを御覧ください。ここからの内容については、まだ公に外部に公表している内容ではありませんので、その点、御配慮いただけるとありがたいです。

本市では令和6年4月に福田西病院、院内学級、特別支援学級(病弱)を新規に開設する予定で、現在、動いているところです。今、相談をしていることについて、大きく5点、御説明します。

- 1 院内学級、特別支援学級(病弱)の設置目的についてです。これは病気で入院しなければならなくなった子供のために、病院内に設置された特別支援学級であり、入院中の児童生徒の学習の空白を補い、学習の遅れができるだけ生じないように小中学校に準ずる教育を行うことを目的としています。現在も福田西病院には、不安症や起立性調整性障害といったような、不登校につながってしまう心配のあるお子さんが数多く入院しています。
- 2 磐田市に設置を予定している院内学級、特別支援学級(病弱)についてです。

令和6年4月開設を予定している院内学級、特別支援学級(病弱)は、福田西病院に入院中の児童生徒の学習指導のために、磐田市立福田小学校と福田中学校から、毎日担任の先生が訪れ、児童生徒の病状や体調に合わせて学習を行うスタイルとなります。一人一人の進路が異なるため、基本的には個別の指導となります。担任の先生は主治医や病院スタッフ、あと入院前に在籍していた学校と連携をとりながら、適切な教育を進める予定で今検討中です。

3 院内学級、特別支援学級(病弱)の対象者についてです。

福田西病院に長期入院(目安として1か月以上)をしている義務教育学齢期(小中学校のお子さん)であり、医師の許可があり、保護者と本人が入級を希望し、教室に登校し、集団で生活することができる児童生徒が入級対象者となります。入級すると、磐田市立福田小学校、福田中学校在籍となります。入院しているから全員入級者ということではなく、あくまでも、医師の許可があって、保護者・本人が入級を希望しているということが前提となります。

4 入級の手続及び退院後の籍についてです。

長期入院が決まり、医師から紹介を受けた保護者が教育委員会に訪れ、院内学級担当者から説明を受けます。本人・保護者ともに入級を希望する場合、入級願を提出します。その後、在籍校や医師の意見等を確認して、市で協議し、特別支援学級(病弱)の判断が出た後で、転出入の手続きを行います。入院治療が終了して退院すると、学年途中でも入院前の学校に戻ります。戻るにあたり、原則としてもと在籍していた学級、(特別支援学級なら特別支援学級、通常学級なら、通常学級)に戻るということです。

- 5 令和6年1月中旬時点の状況について、現在、揺れ動いている段階です。この資料をつくったときは、小・中学校でそれぞれ1学級ずつ開設の予定で動いておりました。今後、福田西病院と連携しながら学籍管理を行い、4月の開設に向けて進めていきます。
- (会長) それでは、まず、改正議案①の区画整理による通学区域名の変更について、御意見、御質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは御承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(委員) 全員挙手

(会長) ありがとうございました。①について、承認されました。

それでは、続いて改正議案②の特別支援学級(病弱)開設に伴う通学区域及び学校の指定 の追加につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

- (委員) 従来の形で同じような特別支援学級の開設があれば教えてください。
- (事務局) 磐田市には、現在、特別支援学級(知的障害)のクラスが全学校にあります。それから特別支援学級(自閉・情緒)クラスも全学校にございます。特別支援学級(肢体不自由)は豊田南小学校に開設をしています。通学区域規則でいきますと7ページの『通学区域及び学校の指定』の第2条の3のところにあるのが、特別支援学級(肢体不自由)の指定です。指定学校を豊田南小学校とし、通学区域は市内全小学校の通学区域とすると定めてあります。これは対象のお子さんが本当に少ないので、拠点校化という形で、市内で特別支援学級の肢体不自由に入るお子さんがいた場合、施設が整っている豊田南小学校に他校のお子さんでも入っていくというのがこの3番に当たります。

今回は、その項目の4番に新規に特別支援学級(病弱)を付け足していきたいと考えて おります。

- (委員) 訪問的な特別支援学級というようにとらえてよろしいですか。教職員が特別支援学級 に訪問をする形でつくるということですか。
- (事務局) はい。そういう形になります。あくまでも福田西病院に入院しているお子さんが対象 ですので、その病室から病院内の教室に対象のお子さんが来て、そこに先生が学校から 訪れて子どもたちの学習を見るという形になります。
- (会長) その他ありますでしょうか。
- (委員) この福田西病院の件ですけれど、まだ現状は、公開されてないということでよろしいですか。正式に公開をされるのがいつ頃なのか教えてください。それから、小学校、中学校に1クラスずつということですが、今、およそ、それぞれ何人ずつぐらいになる予定なのか教えてください。
- (事務局) 公開については、まだ公になってないところですので、開設が確定になりましたら、市 長の定例記者会見等で公開していくのが始めになるかと思います。まだ決定していない段 階ですので、もう少し詰めてから公開を行う予定です。

次に人数のことですが、今現在、小学校で1名は、入級をしたいという申し出がありました。ただ、この後、就学支援委員会を通しまして、このお子さんが確かに病弱の該当であるということを市でも協議をしますので、それが決定してから入ることになります。一応、現在、小学生の可能性が1名、中学生が1名の状況でございます。

(委員) 今の公開の件なんですけれど、市議会でも報告という形を議会にする場があるものです

から、また、直接、教えていただけたらと思います。

(教育長) 知的もそうですし、自閉・情緒学級関係もそうなんですが、実際、来年の4月6日の時 点(県でいうと学級の基準日)に、確かに、学級を開設するだけの人がいるかどうかとい うところがスタート地点になります。

> この後、どういうふうに、本市の子供たちが、希望するかというところですが、今回は、 小学校、中学校それぞれで1学級という見込みで提案をさせていただいております。

最終的に数がある程度確定をして、県教委も書類や人数、指導場所を確認して、ある程度の了解が出たところで、正式に開設できるという段取りになるのですが、まだ「確実」というところまで言えないものですから、枠組みとして、今回、承認を受けたいという段階です。定例記者会見という話もありましたが、県の確認もとれて、この条件だったらよいという確約がとれた時点で公にしたいと思っているところです。

- (会長) その他、質問、御意見ありますでしょうか。
- (委員) 4ページの3のところに、長期入院(1カ月以上)で、入級すると、「福田小学校、福田中学校在籍となる」とあります。例えば、市内小学校から行っている子であれば、福田小学校在籍という形で、転出になるのか。そして退院をしたら、またもとの小学校に戻ってくるということになるのか確認をさせてください。それが例えば、4月当初にあって、そして退院をして、また10月ぐらいに入院するとなった場合は、また転出で、また帰ってくるという形が繰り返されるのでしょうか。
- (事務局) 最初の件につきましては、市内の小学校にいても福田小学校の籍になりますので、「転出」をして、福田小学校に「転入」で入ります。出るときには、また、元の小学校に「転入」で入っていきます。それが繰り返されるかどうかについては、まだ、特別支援学級(病弱)は立ち上がってないですが、これまでの入退院の記録を見せていただくと、1度、何か月間か入院しても、また自宅に帰って再入院というのがありますので、十分可能性は考えられると思います。そうなった場合は、やはり同じように「転出・転入」になると思います。ただ、今回、特別支援学級が1学級しか開設の可能性として出していきませんので、一気に人数が増えることはないと思います。8人以上になると、学級増になりますので、そこの人数は、病院側と話をしながら調整していくことになると思います。
- (会長) その他いかがでしょうか。
- (教育長) 実際、市内では、この病弱特別支援学級は初めてになるのですが、例えば、県立こども 病院、天竜病院には、長期入院をしている子のための院内学級があるものですから、制度 的には、同じ運用になるということで御理解ください。それから、どれくらいの期間、入 院するかというのは実際読めないところですが、病院に入ってから出て、また入ってということも可能性としては、あると思います。

- (会長) その他いかがでしょうか。
- (委員) 今の「3」のところですけれど、2行目の『教室に登校し、集団で生活することができる児童生徒』という文言について、ここの部分が何で入っているのか分からなかったのですが、5人とか6人とかで授業を受ける場合もあるということですよね。個々に対応はするけれども、集団もあるということで捉えてよいですか。
- (事務局) この部分は、集団で人数が多くなったときに、教室を飛び出してしまったり、そこで暴力を振るったりせず、学習が集団でも可能というお子さんです。対象となるお子さんは、あくまでも、『治療も進み、集団になっても学習ができるお子さんです』ということは、入級対象者の中にうたってあります。
- (会長) なかなか重要な内容でございますので他にもありましたら、いかがでしょうか。
- (教育長) 院内学級、病弱の特別支援学級の設置として、急性期の入院と今回のような慢性期の入院とあるわけですが、対象とすると慢性期の長い期間の入院を必要とするお子さんが対象となります。「磐田病院には、なぜ設置しないの?」という素朴な疑問もありましたが、磐田病院は、いわゆる急性期のお子さんが対象ですので、あくまでも慢性期というと、今回、病床を確保されるという流れの中で出てきた福田西病院になってくると思います。
- (会長) それでは、皆様の御承認をいただきたいと思います。 ただいまの「特別支援学級(病弱) 開設に伴う通学区域及び学校の指定の追加について」の内容につきまして、御承認いただける方は挙手をお願いいたします。
- (委員) 全員举手
- (会長) ありがとうございました。承認されました。
- (事務局) 福田小学校、福田中学校の両方が開設できるかどうかは、この後、また病院側と話を していきますので、福田小学校のみになる可能性もあることを御承知おきください。ま た、細かい文言につきましても、文書法制担当の総務課と相談をしながら整えていきま すので若干の変更が生じる可能性がありますので御理解ください。

○議事(2)「今後の課題等について」

- (会長) では、続いて、議事の(2)今後の課題につきまして、事務局から説明をよろしくお願いします。
- (事務局) 今後の課題についてということで、資料5ページを御覧ください。 突然の病気により肢体不自由となった中学1年生の生徒が本市におります。現時点で 入院中であり、今後の就学先決定までに、まだ至っていない状態です。公立の特別支援

学級の肢体不自由を本人・保護者が希望した場合、小学校は整っていますが中学校が整っていませんので、通学するための通学区域規則がないというのが課題でございます。

お子さんの状況について説明いたします。(省略) 肢体の状況から、就学に当たっては バリアフリーの環境やエレベーターでの移動、導尿スペース等が必要となる可能性があ るということで今回課題として御相談させていただきました。

続いて、②関連する磐田市立小中学校通学区域規則についてですけれども、第二条第3項「特別支援学級(肢体不自由)の指定は、豊田南小学校とし、通学区域は市内全小学校の通学区域とする。」とあるように、今これが小学校の規則として成立しております。現在1名のお子さんが豊田南小学校に入級している状況です。

続いて③事務局案ですが、特別支援学級新規開設のリミットが1月末ということで県と協議をしております。そこまでに本人保護者から特別支援学級(肢体不自由)への入級希望が示され、医師の意見等を確認して市で協議し、特別支援学級肢体不自由の判断が出た場合、該当生徒が入級できるように規則を追加したいと考えております。

規則は、『特別支援学級(肢体不自由)の指定は豊田南小学校及び豊田中学校とし、通学区域は市内全小・中学校の通学区域とする。』としたいと思っています。それはエレベーター、バリアフリーの環境面で、中学校で開設できるとしたら、豊田中学校の施設がいちばん整っているためです。あくまでも来年度特別支援学級肢体不自由の希望が出てきたらこの規則を成立させるという意味で、このお子さんの入級がない場合は、肢体不自由学級については、既存の小学校のみでいきたいと考えております。以上です。

- (会長) 今後の課題ですが、本件につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。
- (委員) 現状、1人がこういう形で肢体不自由の特別支援学級の可能性のある生徒さんが入級を希望されたら、規則を変えるというお話だと思うのですが、実際に学ぶ場合に遅れが生じたりすることもあるのでしょうか。もしそうであるならば、先ほどの福田のように、小学校、中学校と文言を併記して仮に挙げていくということができないかどうか。その方が本当にこの方が「行きたい」となったときにすぐに対応できるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。
 - (事務局)「行きたい」となったときに施設を肢体不自由用に改修をしていく必要が出てくると思いますので、1月リミットで、本人・保護者の意思や状況を確認し「必要」となったら、施設改修の話を教育総務課に早急にしていかないといけないということが、まず1点あります。

懸念事項ですが、小・中の肢体不自由学級を両方とも成立させてしまうと、そういう子が磐田市内で出てきた場合は、豊田中学校に必ず通うということになります。これから向陽中学校一体校ができ、施設がバリアフリーの環境が整った場合、向陽中に肢体不自由を持って行くほうがよいという可能性も出てくるかもしれないとか、豊田南小学校のお子さんが6年生になったときに、豊田南中学校の施設を整えることになって、その子がそのまま今の学校のメンバーと豊田南中に行く可能性もあるかもしれないとか、い

ろいろ絡み合っているところがございます。

今までも、豊田南小学校の肢体不自由学級で育った子が、より専門的な特別支援学校中等部である西部特別支援学校に移っていったので、小学校の特別支援学級の肢体不自由はあっても、中学校に継続してつくる必要がない場合も考えられます。子供さんの状況によって、そのときに一番よいところに設置したいという思いがありますので、今回話題になっているお子さんの結果を見て、設置する必要がないとなったら、これまで通り、肢体不自由学級は、小学校のみになります。

- (会長) その他よろしいでしょうか。
- (委員) 文言だけを「通学している地域の中学校」と表現することはできないのでしょうか。
- (事務局) 「通学している地域の中学校」となると、例えば、向陽中のように現在施設が整っていなくても、向陽中の生徒は、そこに通わないといけなくなると思います。今のところ、エレベーターとか、バリアフリーの環境面が整っているところとして、豊田中学校としていくのがよいと考えました。
- (会長) 非常に難しいところですね。まだ流動的なところが多いものでございますが、このお子さんのことも考慮しながら、今後の課題として挙げた点について、今の段階の中で事務局案を御承認いただける方は、挙手をお願いいたします。
- (委員) 全員挙手
- (会長) ありがとうございました。全員挙手ということで承認されました。
- (会長) では、以上で本日の協議を終了します。皆さん、ありがとうございました。